

3 校内体制について

G P S 委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事
・学年主任・養護教諭・心の教室相談
員・P T A 役員

・スクールカウンセラー
・民生委員 ・学校評議員

- ・ G P S 委員会をいじめ防止等の中核の組織として位置付けます。
- ・ G P S 委員会の会議は、外部専門家を加えた構成員全体の会議(総会)を年 2 回開催し、教職員のみ会議(校内部会)を原則月 1 回開催します。
- ・年間計画に基づき P D C A サイクルで検証します。
* P … plan(計画) D … do(実行)
C … check(評価) A … action(改善)

4 いじめの未然防止について

授業や学級活動・学校行事等を通していじめが起りにくい環境をつくり、心を育てる教育を充実させ、子どもたちの自己解決力を高める関係性を育てていきます。

5 いじめの早期発見について

○早期発見に向けての取組

- ・丁寧な見守りや観察により、生徒の小さな変化に気づくようにします。
- ・ G P S 委員会に報告・相談して情報を共有し、多くの目で見守ります。
- ・生徒の変化には迅速に本人への教育相談等を行い安心感をもたせます。
- ・年 3 回(毎学期)生活アンケートを行い、悩みや人間関係等を把握します。

○家庭や地域と連携した取組

- ・あいさつ運動に共に取り組みます。
- ・家庭と迅速に連絡を取り合います。
- ・市教育センターの利用を勧めます。
- ・ G P S を広報します。*チラシ配布

6 解決に向けた対応について

○いじめが発生したとき(緊急会議)

G P S 委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事
・学年主任・養護教諭・学級担任等・
心の教室相談員・P T A 役員

・スクールカウンセラー ・学校評議員
・地区主任児童委員 ・学校医
・児童相談所担当職員 ・警察担当職員
・家庭裁判所担当職員 ・法務指導監

*この中から必要に応じて緊急会議に出席する。

- ・ G P S 委員会は、情報の収集と記録、迅速な共有をし、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者との連携をとるなどの中核的な役割を果たします。
- ・外部専門家の活用を図ります。
- ・いじめの事実を被害・加害生徒の保護者及び市教育委員会に連絡し、いじめが解消したときも同様に連絡します。解決までに時間がかかる場合は、定期的に連絡します。
- ・いじめの実態に応じては、市教育委員会の助言・指導を得ながら連携を密にします。

【相談室の利用について】

3 回管理棟にある相談室は、悩みや困っていることについて、スクールカウンセラーの外崎先生や心の教室相談員の盛先生と主に面談したりする場所となっています。悩みや困っていることは、一人で抱え込まずに、まずは打ち明けることが大切です。打ち明けることは、気持ちを整理してアドバイスをもらい、解決に向けた第一歩目となります。その相談室は、相談者が打ち明けやすい場所であるべきですから、落ち着き安心できる環境であることが大切です。理解し適切に利用しましょう。